10　「２　行使する発行会社の議決権の数量等」欄において、本届出の対象となる同意時点において行使する発行会社の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合を記載すること。本届出書受理日において確定していない場合には、その見込まれる最大の値を記載することができる。その場合、記入した値の後ろに「（最大）」と記載すること。また、本届出書受理日において届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数及び当該実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合を併記すること。本届出書受理日において届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権の数及び当該実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合と本届出の対象となる同意時点において行使する発行会社の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合が異なる場合には異なる理由を記載すること。

11　「３　同意の内容」欄中「変更前」欄には、現行定款上の事業目的を、「変更後」欄には、変更後の定款案を記入するとともに、変更箇所に下線を付すこと。

12　「４　同意の時期」欄について、本届出書受理日から６カ月以内の日であって、当該受理日において予定している同意の時期がある場合は当該予定日を記載すること。具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。

13　「５　同意目的等」欄中「⑴　同意目的」欄には、「経営関与」等の同意の目的を記入すること。「⑵　同意に伴う経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法を記入すること。「⑶　同意後の事業計画」欄には、同意後に発行会社の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「⑷　事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の取扱い」欄には、同意後の事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象である技術若しくは情報に係る事業の取扱いに関する事項を記入すること。なお、⑵から⑷までの欄は、「資産運用」及び「関係会社の設立又は資金調達の支援」の場合は記入を要しない。

14　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

　また、届出者が特定組合等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、その財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であって、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

15　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

16　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「７　同意時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

17　「７　同意時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「数量」欄及び「議決権比率」欄については、届出者と特別の関係にあるもの（令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。なお、同意時の「数量」及び「議決権比率」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「議決権比率」を記入すること。

18　「８　国の安全等に係る措置」欄には、法第27条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

19　「９　その他の事項」欄中、届出者が発行会社の株式又は持分のすべてを所有している場合には、「届出者が発行会社の株式又は持分のすべてを所有している。」欄に印を付けること。

20　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）